

社一改正① ★★★

国保法（総則，被保険者，運営）

国保法 3 条 1 項，同法 4 条，同法 5 条 1 項，同法 6 ～ 8 条ほか関係

平成 30 年 4 月 1 日施行

概要

1. 都道府県も保険者として位置づけられ，市町村とともに国民健康保険を運営することとされた。
2. 都道府県に新たに特別会計を設けることとされた。
3. 都道府県にも国民健康保険運営協議会を設置することとされた

解説

1. 国民健康保険事業の運営の都道府県単位化

平成 30 年 4 月から，都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことで，国民健康保険制度の運営の安定化を図ることとされた。これに伴い，「保険者」，「責務」，「被保険者」，「国民健康保険組合」等に関する規定が改正された。

〈国民健康保険の運営に係る都道府県と市町村の役割〉

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
①財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政運営の責任主体 (イ)市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定 (ロ)財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付
②事業管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県国民健康保険運営方針を定め，当該方針に基づき，事務の効率化・標準化・広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者資格の管理（被保険者証等の発行）
③保険料の決定・賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定，公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の徴収，被保険者の個々の事情に応じた賦課
④保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付に必要な費用を市町村に交付（国民健康保険保険給付費等交付金） ・ 市町村が行った保険給付の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定（療養の給付等の保険給付は当該市町村の区域内に住所を有する者に対して行う） ・ 個々の事情に応じて一部負担金の減免等
⑤保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に対し，必要な助言・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施（データヘルス事業等）

- (1) 「保険者」の規定が改められたほか、「国，都道府県及び市町村の責務」が定められた。(国保法 3 条 1 項，同法 4 条)

改正条項
<p>国保法第 3 条（保険者）</p> <p>① 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。</p> <p>② 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。</p>
新設条項
<p>国保法第 4 条（国，都道府県及び市町村の責務）</p> <p>① 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第 1 条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。</p> <p>② 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。</p> <p>③ 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>④ 都道府県及び市町村は、前二項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。</p> <p>⑤ 都道府県は、第 2 項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。</p>

- (2) 国民健康保険の被保険者の適用については、適用除外に該当する者を除き、「市町村の区域内に住所を有する者」から「都道府県の区域内に住所を有する者」に改められ、関係規定が改正された。(国保法 5 条 1 項，同法 6 条～8 条)

改正条項
<p>国保法第 5 条（被保険者）</p> <p>都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。</p>
<p>国保法第 6 条（適用除外）</p> <p>前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としなない。</p> <p>以下省略</p>

国保法第7条（資格取得の時期）

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

国保法第8条（資格喪失の時期）

- ① 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は第6条各号（第9号及び第10号を除く。）のいずれかに該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日に他の都道府県の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。
- ② 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、第6条第9号又は第10号に該当するに至った日から、その資格を喪失する。

<被保険者資格の得喪の取扱い>

【改正前（平成30年4月前）】



【改正後（平成30年4月以後）】



※：平成30年4月の改正後においては、被保険者が同一の都道府県内の他の市町村へ転居した場合であっても被保険者の資格は継続する。ただし、転居後の市町村において、改めて被保険者証を交付する。

- (3) 国民健康保険組合の設立に係る意見聴取の規定が改められた。(国保法17条3項・4項)

全文改正

国保法第17条（設立）

- ③ 都道府県知事は、第1項の認可の申請があった場合においては、あらかじめ、次の各号に定める組合の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該認可の申請に係る組合の設立により、当該組合の地区をその区域に含む都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 1 その地区が一の都道府県の区域を越えない組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）
- 2 その地区が二以上の都道府県の区域にまたがる組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村（第 1 項の認可の申請を受けた都道府県知事が統括する都道府県内の市町村に限る。）の市町村長及び当該組合の地区をその区域に含む都道府県の都道府県知事（当該認可の申請を受けた都道府県知事を除く。次項において「他の都道府県知事」という。）
- ④ 前項の規定により、他の都道府県知事が意見を述べるに当たっては、あらかじめ、当該他の都道府県知事が統括する都道府県内の市町村（第 1 項の認可の申請に係る組合の地区をその区域に含む市町村に限る。）の市町村長の意見を聴かなければならない。

以下省略

2. 都道府県特別会計の設置

都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならないこととされた。

（国保法 10 条）

<特別会計の設置場所>

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療
特別会計の設置者	都道府県及び市町村	市町村	後期高齢者医療広域連合及び市町村

3. 都道府県協議会・市町村協議会の設置

- (1) 国民健康保険事業の運営に関する事項（都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会（「都道府県協議会」）を置くこととされた。（国保法 11 条 1 項，同令 3 条）

※：このほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（都道府県が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができることとされた。

- (2) 国民健康保険事業の運営に関する事項（市町村が処理することとされている事務に係るものであって、保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（「市町村協議会」）を置くこととされた。（国保法 11 条 2 項，同令 3 条）

※：このほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができることとされた。

法改正ゼミ

	都道府県協議会	市町村協議会
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業費納付金の徴収 ・都道府県国民健康保険運営方針の作成 ・その他の重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 ・その他の重要事項
委員	①被保険者代表 ②保険医又は保険薬剤師代表 ③公益代表 ④被用者保険等保険者代表 ※：①～③の数は同数。④の数は、①の数の2分の1以上①の数以内	(イ)被保険者代表 (ロ)保険医又は保険薬剤師代表 (ハ)公益代表 ※ 1：(イ)～(ハ)は同数。 ※ 2：(イ)の数以内の被用者保険等保険者代表を加えることができる
委員の任期	委員の任期は3年。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする	

社一改正② ★★

国保法（費用の負担等）

国保法 70 条 1 項，同法 75 条の 2，同法 75 条の 7，同法 76 条ほか関係

平成 30 年 4 月 1 日施行

概要

1. 都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体とされた。また，公費負担の割合等が見直された。
2. 「国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金」の仕組みが創設された。
3. 保険料率の設定方法が定められた。
4. 保険料の徴収に関する規定が整備された。
5. 国民健康保険の保険料について，基礎賦課額に係る賦課限度額が引き上げられた。
6. 広域化等支援基金が廃止され，「財政安定化基金」が設置された

解説

1. 国及び都道府県の負担の見直し

(1) 療養給付費等負担金

- ① 国は，都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため，政令で定めるところにより，都道府県に対し，療養の給付等に要する費用並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金及び同法の規定による後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用について，一定の額の合算額の 100 分の 32 を負担することとされた。（国保法 70 条 1 項）
- ② 国は，都道府県等が行う国民健康保険について，都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため，政令で定めるところにより，都道府県に対して，算定対象額の 100 分の 9 に相当する額等を調整交付金として交付することとされた。（国保法 72 条 1 項・2 項）
- ③ 都道府県は，都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図り，及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため，政令で定めるところにより，一般会計から，算定対象額の 100 分の 9 に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされた。（国保法 72 条の 2 第 1 項）